

企画趣旨

垣内秀介

1 背景と問題意識

2022年5月及び本年6月の民事訴訟法等の改正（令和4年法律第48号及び令和5年法律第53号）により、民事裁判手続IT化の大枠が固まった。

改正法の内容に関してはすでに各誌で特集が組まれ、立案関係者による座談会等も公表されつつあるから、単にその内容を解説・紹介するような特集は、屋下に屋を架すことになろう。反面、IT化に伴い、従来十分に検討されてこなかった民事手続法上の問題が改めて意識されるに至ったり、改正過程において意識されつつその解決が将来に委ねられた問題も、少なくない。これらの問題は、民事手続法の解釈論及び立法論上の問題であると同時に、あるプロセスへの関係者のアクセスのあり方、それをめぐるルール形成のあり方など、狭い意味での民事手続の問題に止まらない射程をも有する。本特集は、こうした、いわばIT化が民事手続法学に課した「宿題」に取り組み、IT化の一歩先の民事手続のあり方を見通すとともに、関連他分野の研究者に加わっていただくことにより、民事手続法学と、共通する問題に取り組む他分野との対話を誘発することを目的とする。

2 本特集の構成

(1) 手続の公開

IT化は、手続の「公開」が何を意味するのか、という問題を改めて顕在化させた。改正法は、ウェブ会議による口頭弁論も法廷で実施され、裁判官も法廷に所在することを前提としつつ、傍聴希望者の法廷へのアクセスの保障をもって手続の公開を確保することを想定しているが、オンライン

での「公開」の可否ないし当否といった問題はなお残されている。さらなる検討にあたって何が必要か、憲法学の見地からの検証も不可欠であり、岡野誠樹論文がこれを担う。

(2) 手続における「方式」の要求と そのサンクションのあり方

今次改正においては、オンライン申立ての義務化が主要な論点の一つとなった。この問題は、口頭か書面かを中心とする従来の訴訟行為の方式にオンラインでの行為の可能性が加わったことによって生じたものであるが、口頭か書面かという問題と、書面かオンラインかという問題とは、どこまで共通し、どこからが新たな問題なのか。将来におけるオンライン申立ての全面義務化の可能性も視野に入れた検討が求められる。佐瀬裕史論文がこの問題を扱う。

(3) 対面で出席する権利

改正法によって導入されたウェブ会議による口頭弁論等において、当事者は、ウェブ会議による参加を義務づけられるわけではなく、法廷に出頭することは妨げられないものと解されている。これは、暗黙のうちに対面での出頭の権利性を承認するかのようにもみえるが、立案過程においてそうした共通理解が成立していたわけではない。当事者が対面での出頭を希望する場合、その希望は法的に保護に値するのか、値するとすれば、どの範囲で保護に値するのか。改正法の運用のあり方に加え、将来の立法論をも視野に入れた検討が必要である。酒井博行論文がこの課題に取り組む。

(4) 「書面」手続の可能性

共通のプラットフォームを利用したオンラインでのやり取りは、従来の紙媒体と比較してやり取りの経緯の保存、共有や一覧性の確保に優れています。そうした利点を活用すれば、一部でのチャッ